

公共下水道供用開始から 2年目

負担金」として公費に還元してもらいうもので。

Q 受益者負担金はだれが納めるのですか。私は借りた土地に家を建てているのですが。」

市の公共下水道は供用開始から二年目を迎えました。今年度は新たに北神明町、幸町、御坂町などが供用開始となり、計百二十五ヘクタールの区域（約二千戸）でトイレの水洗化が可能になりました。

水洗化のための排水設備工事も順調に進んでおり、現在約四百戸が下水道を使用しています。まだ排水設備工事が済んでいない人は、快適な生活環境を早期に実現するためにも、排水設備工事の実施にご協力をお願いします。また、これから東台地区の下水道整備をはじめます。工事のため大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力ください。

整備を進めている下水道事業の内容を随時紹介しますが、今回は受益者負担金についてご説明します。よろしくご理解ください。

受益者負担金

Q & A

Q 「受益者負担金」とはどういうものですか。

A 下水道の整備には多額の費用がかかります。下水道が整備されることによって利益を受けた人に建設費の一部を負担していただきます。

Q 下水道の整備による「利益」とはどんなものですか。

A 下水道が整備されると、イレの水洗化や側溝の悪臭の解

消、ハエやカの発生防止など、未整備地区に比べて生活環境が著しく向上します。

また、土地の利用価値が高まるなど、さまざまな利益が考えられます。

Q 下水道の整備は公費だけ行うべきだと思いますが。」

A 通常、公共施設の整備は公費で賄うのですが、下水道事業の場合は整備された区域の人だけが利益を受けることになります。公費だけで賄うと未整備区域の人との間に不公平を感じさせることになります。そこで、

負担の公平を図るために「受益者

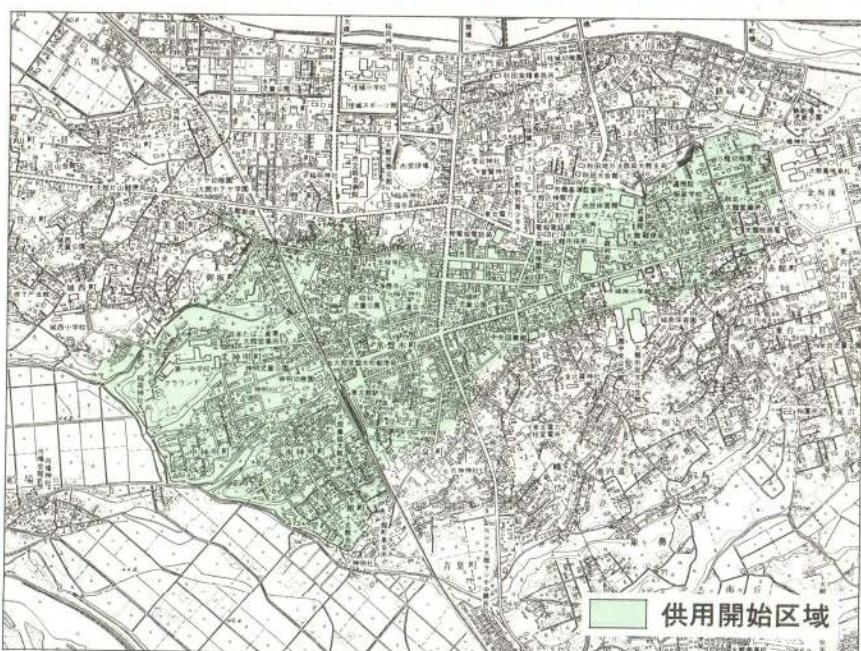
負担金」として公費に還元してもらいうもので。

Q 受益者負担金は原則として、下水道整備区域内の土地所有者に負担していただきます。ただし借地権など権利の目的となつていてる土地（一時的なものは除く）については、権利者に納めています。また、これから東台地区の下水道整備をはじめます。工事のため大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力ください。

整備を進めている下水道事業の内容を随時紹介しますが、今回は受益者負担金についてご説明します。よろしくご理解ください。

Q 受益者負担金は原則として、下水道整備区域内の土地所有者に負担していただきます。ただし借地権など権利の目的となつていてる土地（一時的なものは除く）については、権利者に納めています。また、これから東台地区の下水道整備をはじめます。工事のため大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力ください。

下水道供用開始区域



供用開始区域